

# 改正フロン排出抑制法 オンライン説明会



参加無料!

令和2年度

地球温暖化に大きな影響を与えるフロンの回収率向上のため、関係者の役割や責任を明確化し機器の廃棄時のフロン回収が確実にされるよう改正したフロン排出抑制法が令和2年4月より施行されました。

法改正により、フロンを回収せずに業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄した場合の罰則が強化されました。法に定められた事項を適切に運用するためには、機器ユーザーである管理者の皆様の理解と機器廃棄実施に携わる関係者の相互の確認や連携が不可欠です。

特に、建設解体業者の皆様には建物解体時の規制が強化され、廃棄物・リサイクル業者の皆様にはフロン類の回収が確認できない機器の引取は禁止されるなど、これらの内容を十分理解した上で解体作業をしていただく必要があります（罰則も強化されました。）

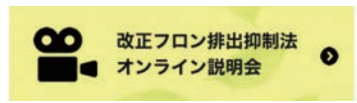
そこで、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応により**オンデマンド配信によるオンライン説明会**を開催致します。東京都冷凍空調設備協会のホームページトップ画面より説明会の申込・ご登録いただくだけで好きな時間に視聴いただけますのでぜひご参加くださいますよう宜しくお願い致します。

## オンライン検索方法

Web 検索で  
【東冷協】で検索!

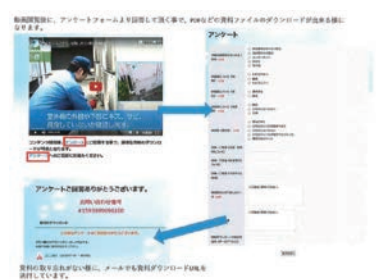
 

下記のバナーより



URL : <http://www.toreikyo.or.jp>

- ホームページよりお申し込み
- お申し込みから自動登録
- メール配信 ID/PW でログイン
- 動画閲覧後にアンケート回答 ⇒資料ダウンロード



## 説明内容

1. 改正フロン排出抑制法について
2. 第一種特定製品の管理者及び建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者の責務について

主催



東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当  
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/index.html>

受託者



一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会 (実施者)  
問合せ先 電話 03-3437-9236